

# 液化石油ガススタンド危害予防規程（要約）

## 第1章 総則

危害予防規程の目的、使用する用語の定義、事業所における位置付け等を定める。

## 第2章 保安管理体制

事業所内の保安管理組織図を作成して定め、保安監督者、保安管理者の選任及び職務、事業所外との協定、規定類の整備、更に経営者による保安査察について定める。

## 第3章 施設に関する保安管理

保安管理者は、施設の位置、設備距離、構造及び保安設備等が保安規則等に適合するよう監督する。更に設備管理及び施設の検査について定める。

## 第4章 運転及び操作等に関する保安管理

事業所の運転操業時間と勤務直制を定め、運転及び操作等に関する基準類の作成及び実施について記載する。また、交代勤務の引継ぎ及び運転操作等の記録についても定める。

## 第5章 巡視点検

点検項目、記録方法及び保存期間について基準を定め、操業開始及び終了時の他に1日1回以上実施する。

## 第6章 施設の変更、検査等工事を行う時の保安管理

施設を変更する時は新しい施設の運転規準、設備管理基準を定め従業員を教育訓練する。工事を行う時は工事責任者を定め、工事前後と設備内作業に関する保安措置を定める。

## 第7章 異常状態に対する措置

不調や故障、事故や災害時の措置及び関係機関への通報連絡に関する基準を定め、従業員を教育訓練する。異常状態について記録、保存し検討して、保安技術の向上に資する。

## 第8章 地震防災

地震に関する警戒宣言が発令された場合及び地震が発生した場合の措置について基準を定めた規定類に従い行動する。従業員に対し平時から教育し、訓練する。

## 第9章 協力会社の保安管理

保安監督者は協力会社の作業基準作成を指導し、その従業員が遵守する様管理監督する。協力会社の作業者には、作業内容に応じた教育訓練を実施し指導する。

## 第10章 規定類の周知

危害予防規程及び規定類は従業員及び協力会社等に周知徹底させ、教育訓練し活用する。違反した者には、教育訓練を繰り返し実施するほか、必要な措置を行う。

## 第11章 保安管理の記録

保安管理に関する必要事項は、保安管理者又はその指示を受けたものが記録し、重要な記録は保安監督者の検印を受け、期間を定めて保存する。

## 第12章 保安教育

保安教育計画に基づき、従業員及び協力会社等に対し教育訓練をする。事故、災害の発生に備えて、防災訓練を定期的に実施する。また、保安に関する改善、提案及び表彰の制度を実施し、保安意識の高揚を図る

## 第13章 危害予防規程の変更

危害予防規程の変更の方法、届出及び発効について定める。更に経過を明らかにするため制定及び変更年月日、変更概要等を記録する。